

# 令和8年度都区財政調整協議まとまる ～交付金総額 約621億円（4.8%）の増～

## 財調協議の概要

### ◆協議の特徴

昨年の12月2日から始まった令和8年度都区財政調整協議は、本年2月3日の都区協議会において都区合意に至りました。

今回は、物価高騰の経済への影響、不合理な税制改正の懸念等、都区を取り巻く財政環境の先行きを見通すことが困難な中での協議となりました。

具体的には、都区間の配分割合の変更事由にあたる事項はないことから、投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映、高校生等医療費助成事業費、副食費の無償化（保育所等）、基準財政需要額

のあり方などの特別区相互間の財政調整が、協議の中心となりました。

区側は、現在の社会経済状況への対応を図るため、昨年度に引き続き、既算定経費の見直しを行い、新規・充実に加え、改善・削減項目を整理し提案を行うなど、特別区間で自主的に調整した内容を基本に整理すべく協議に臨みました。

協議の結果、副食費の無償化など、一部の課題については協議が整いませんでした。一方で、投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映など、23区間で主体的に調整して提案した事項の相当程度を反映することとなりました。

### ◆財調上の諸課題の協議

引き続きの課題である都区財政調整上の諸課題については、以下のような協議が行われました。

#### ○特別交付金

##### 《交付率の変更等》

特別交付金の算定の予見性、透明性・公平性の向上や事務負担軽減を図るため、実態に合わせた交付率の変更や交付率の引上げ目安の作成等の算定の改善を提案しました。

これに対し、都側は、交付率の変更の検討に当たっては、景気後退時の調整税等の減収局面も考慮する必要があり、単に直近の実態のみをもって行うべきではない。交付率の引上げは、あらかじめ目安を作成し明示するものではない

と主張し、協議不調となりました。

#### 《「C-1」の算出方法の変更》

算定項目「C-1 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応」の算出方法について、財調単価による算定額と実績額に乖離が生じていること、昨今の建築資材の高騰等による影響を踏まえ、実績額による算定に見直すことを提案しました。

これに対し、都側は、現行の算出方法が、各区の事業の規模や単価のグレード差を調整していることを踏まえると、実績額による算定に変更すべきではない。昨今の建築資材の高騰等による影響については、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均を基に精算すべきと主張しました。

表1 令和8年度当初フレームにおける協議課題の整理

1. 新規算定	7項目
○おくやみコーナー運営事業費	
○高齢者見守り推進事業費	
○子供食堂推進事業費	
○高校生等医療費助成事業費	
○予防接種費（带状疱疹）	
○商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（脱炭素化関連））	
○【小・中学校費】学校職員費（校内別室指導支援員）	
2. 算定改善等	29項目
<算定充実>	9項目
○男女共同参画事業費	
○公金取扱手数料（指定金融機関業務経費）	
○共同生活援助等事業費	
○子ども医療費助成事業費	
○母子保健指導費（両親学級）	
○道路認定事務費	
○【小・中学校費】学校運営費（電気料・ガス料・水道料）	
○【小・中学校費】学校法律相談事業費	
○日本語適応指導事業費	
<事業費の見直し>	7項目
○区民関係等事務費（人権擁護員）	
○区民関係等事務費（調査委託料）	
○【投資・密度補正】老人福祉費	
○予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）	
○総務管理費（産業医報酬）	
○【投資・態容補正】まちづくり事業費（防災生活圏促進事業）	
○【投資・態容補正】まちづくり事業費（都市再生総合整備事業）	
<算定方法の改善等>	13項目
○指定管理者選定等経費	
○区立施設定期点検調査費	
○第一子無償化への対応	
○私立保育所施設型給付費等	
○衛生総務費（自動体外式除細動器（AED））	
○予防接種費（高齢者肺炎球菌）	
○作業運営費（粗大ごみ収集運搬委託・粗大ごみ処理手数料）	
○公衆浴場助成事業費	
○【態容補正】農業振興経費	
○私立幼稚園施設型給付費	
○再任用職員住居手当支給開始に伴う標準給及び再任用（短時間）職員給与の見直し	
○公共施設LED灯切替事業に伴う電力消費量の反映	
○投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映	
3. その他	2項目
○特別交付金の算定ルールの一部見直し	
<財源を踏まえた対応>	
○公共施設改築工事費の臨時的算定	

区側は、特別区の実態を踏まえ、実績額で算出する方法が、今日的な手法として妥当であるという考えに変わりはなく、乖離が生じている現下の状況を看過することもできないため、都側の見解を踏まえ、事業終了年度に申請初年度から事業終了年度までの平均財調単価を基に精算する修正案を提示し、協議の結果、区側修正案に沿って整理されました。

#### ○都市計画交付金

特別区が行う都市計画事業をより計画的に推進できるよう、都区双方の都市計画事業の実績に見合った財源の確保、全都市計画事業の交付対象化、交付率の上限撤廃、都市計画公園整備事業に係る単価の算定方法の改善を求めるとともに、都が行う都市計画事業の実施状況や都市計画税の充当事業の詳細の提示等を求めました。

これに対し、都側は、これまで、各区の都市計画事業の実施状況や課題等を踏まえ、必要な予算額を確保しており、今後も引き続き、各区における都市計画事業の実施状況を勘案しつつ、適切に対応していくなど従来の主張を繰り返し、踏み込んだ議論に至りませんでした。

### 令和8年度財調フレーム協議

#### ◆財源見直し

財調交付金の財源となる調整税

等は、市町村民税法人分が増となったことなどにより、2兆4106億円、今年度と比べ、991億円、4・3%の増となりました。財調交付金総額は、1兆3604億円、4・8%の増となりました。基準財政収入額は、特別区民税の増などにより、1兆6542億円、今年度と比べ、1446億円、9・6%の増となりました。基準財政需要額は、各区の実績を踏まえた算定項目の充実や改善を行った結果、2兆9330億円、今年度と比べ、2029億円、7・4%の増となりました。

#### ◆主な課題の協議結果

個別の課題については、以下のような協議が行われました。

#### ○投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映

令和7年度財調協議の投資的経費の見直しで、標準事業規模等を再設定した24施設の維持管理運営費について、区の実態を反映するための算定の見直しを提案しました。

これに対し、都側は、標準事業規模について、投資的経費の見直し時の調査結果と、今回の調査結果で大きな差が見られる施設は、見直しが必要である。また、公園内の公衆便所に係る維持管理経費について、公園維持管理費と一体的な見直しを検討すべきなどと主張しました。

このため、区側は、都側の見解

を踏まえ、標準事業規模について、改めて設定するとともに、公園内の公衆便所に係る維持管理経費については、次年度以降、公園維持管理費と一体的な見直しの検討を行うとする修正案を提示し、協議の結果、区側修正案に沿って整理されました。

市町村民税法人分の増などにより、追加需要算定可能額は最終的に477億円となりました。協議の結果、「共同生活援助等事業費」、「第一子無償化への対応」、「予防接種費（新型コロナウイルス）」、「標準給単価等の見直し」、「首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改

	区分	令和8年度当初見込ア	令和7年度当初見込イ	差引増△減ウ＝ア－イ	増減率エ＝ウ／イ
調整税等	固定資産税	1,540,360	1,515,905	24,455	1.6
	市町村民税法人分	767,871	697,861	70,010	10.0
	特別土地保有税	10	10	0	0.0
	法人事業税交付対象額	102,386	97,720	4,666	4.8
	固定資産税減収補填特別交付金	0	37	△37	-
	計(A)	2,410,627	2,311,533	99,094	4.3
交付額	(A)×56%	1,349,951	1,294,458	55,493	4.3
	精算分	10,437	3,822	6,615	-
	交付金総額(B)	1,360,388	1,298,280	62,108	4.8
	(B)×94%	1,278,765	1,220,384	58,381	4.8
基準財政収入額(C)		1,654,228	1,509,674	144,554	9.6
内訳	特別区民税	1,169,339	1,078,926	90,413	8.4
	地方消費税交付金	284,609	251,965	32,644	13.0
	その他	200,280	178,783	21,497	12.0
基準財政需要額(D)		2,932,993	2,730,058	202,935	7.4
内訳	経常的経費	2,315,782	2,185,005	130,777	6.0
	投資的経費	617,211	545,053	72,158	13.2
	差引(D-C)	1,278,765	1,220,384	58,381	4.8

### 令和7年度財調再調整協議

市町村民税法人分の増などにより、追加需要算定可能額は最終的に477億円となりました。

協議の結果、「共同生活援助等事業費」、「第一子無償化への対応」、「予防接種費（新型コロナウイルス）」、「標準給単価等の見直し」、「首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改

築経費」・「義務教育施設の新築・増築等経費の起債充当除外」の追加算定が行われることになりました。

## 第2回都区協議会

以上の協議結果を踏まえ、2月3日に開催された都区協議会において、最終的に合意されました。

会議の席上、区側委員を代表して吉住健一特別区長会会長が発言した内容は表3のとおりです。

都区協議会の詳細については、左記ホームページにて、録画映像の視聴が可能です。

<https://www.youtube.com/watch?v=9dwcvnhih4>

(特別区長会事務局)

### 表3 都区協議会における特別区長会会長発言要旨

今年度の都区財政調整協議は、物価高騰による経済への影響、不合理な税制改正の懸念等、都区を取り巻く財政環境の先行きを見通すことが困難な中で協議となった。

まず、都区間の財源配分に関する事項について、配分割合の変更事由にあたる事項はないことから、現行の配分割合の下、協議を行ってきた。

次に、特別区相互間の財政調整について、第一子無償化への対応など、区側提案の多くを反映することができた。

このように協議の取りまとめに至ったのは、都区双方の努力の成果だと考えている。

継続して検討が必要な課題については、引き続き、真摯に協議に取り組んでいく。

また、昨年12月19日に取りまとめられた令和8年度与党税制改正大綱では、地方法人課税に対する措置に加えて、固定資産税について、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得るとされ、都区の貴重な税源をさらに吸い上げようとする動きが見受けられる。

このような国の動きは、決して看過できるものではない。都区で連携して「不合理な税制改正」に、断固として反対していきたいと考えている。

最後に、都と特別区には安全・安心なまちづくりや少子・超高齢社会への対応など、取り組むべき喫緊の課題が山積しており、都民・区民のために、これまで以上に連携し、東京の未来を共に創り上げていかなければならないと考えている。

今後も都区が真摯に協議を重ねながら、課題の解決に当たっていくことを期待して、協議案を了承する。



令和7年度第2回都区協議会（令和8年2月3日）

## 東京都知事と特別区長との意見交換会が開催されました

東京都知事と特別区長との意見交換会が2月3日、都区協議会に引き続き東京都庁で開催されました。

「女性活躍の推進について」をテーマとして、公開で実施された意見交換会には、吉住健一会長（新宿区長）、服部征夫副会長（台東区長）、清家愛幹事（港区長）、山田加奈子幹事（北区長）、鈴木晶雅幹事（大田区長）、岸本聡子幹事（杉並区長）、青木克徳幹事（葛飾区長）が出席しました。

はじめに、田中慎一産業労働局長、奈良部瑞枝産業労働局理事から、「雇用・就業分野における女性活躍の推進」に関する施策等について説明がありました。

吉住会長からは、区長会で取りまとめた主な意見や各区の取組みとして、①「再就職に関する支援」について、再就職への不安解消や後押しとなるよう、「再就職支援セミナーの実施」や「スキルアップにつながる支援」等の取組みを実施していること、②「中小企業等への支援」について、「女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進する企業の認定制度とそれらに関連した助成」や「区の広報媒体を通じた中小企業の取組み紹介や啓発」といった事業を紹介し、女性が活躍しやすい環境整備に取り組む中小企業への支援を強化していること、③「行政職員のキャリア形成に関する支援」につ

いて、職員が家庭と仕事の両立を図れるよう、キャリア形成に関する組織的な支援が必要であり、女性職員においては、結婚・出産・育児等のライフイベントを踏まえて、自らのキャリアを主体的にデザインしていきけるよう、「キャリアデザイン研修」や「ロールモデルとなる女性との交流会」等を実施している旨を述べました。

これに引き続き、出席区長から、「女性の創業促進」、「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」、「女性の活躍応援塾」、「再就職に関する支援」、「ジェンダー平等に向けた取組み」、「中小企業へのワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業」等、各区の取組みの紹介がありました。

これに対し、知事からは、各区が様々な女性活躍の機会、場を作っていることなど、大変参考になった。ぜひお互いに意見交換、情報共有して、女性活躍の場をより広げて行きたい。全国で初めての女性活躍推進条例もでき、皆様方の意見を十分参考にして、お互いにも活用していくことが、東京全体にとっても、また女性、男性問わず、一人一人にとってプラスになっていくものだと考えている。これからも、ともに東京を世界で一番の都市にしていきたいために頑張っていきたい等の発言がありました。

意見交換会の詳細については、東京都のホームページにて、会議録画映像及び会議録の閲覧ができます。

(特別区長会事務局)